

新富町パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「第5次新富町長期総合計画」及び「第2次新富町男女共同参画計画」の理念に基づき、町民一人ひとりが互いに価値観などの違いを認め合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 結婚や恋愛は異性が対象、身体の性別と心の性別は一致するなどの典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらないものをいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする2人が真にパートナーシップを築いていること
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 宣誓をしようとする2人の一方又は双方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条に規定する近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族）又は同法第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って総務課職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて町長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本町に住所を有しない場合にあっては、本町の区域内に転入する予定が記載された転出証明書の写し）

(2) 独身証明書又は戸籍抄本

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める場合は、同項の書類に類する書類によって代えることができるものとする。

3 第1項の規定により宣誓を行った者が町内に住所を有しない場合は、原則として宣誓後14日以内に、本町に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を町長に提出するものとする。

4 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称を使用することができる。

(証明書等の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、町内に住所を有していない者が宣誓した場合においては、先に宣誓書の写しを交付し、同条第3項に定める書類の提出後に証明書及び証明カードを交付するものとする。

2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合には、これに準ずるもの）を証明カード（裏面）に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該証明書又は証明カードを紛失、毀損、又は汚損したときや、その他の事情により再交付が必要と認められるときは町長に対し、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、

証明書又は証明カードの再交付を受けることができる。

- 2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に証明書及び証明カードを添えて町長に返還しなければならない。ただし、第2号において第11条第1項に定める場合にあつては、返還届に代えてパートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書(様式第8号)によるものとする。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者の一方又は双方が本町外に転出した場合(一方が転出する場合において、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情による一時的な場合を除く。)

(証明の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明を無効とする。この場合において、町長は、パートナーシップ宣誓証明無効通知書(様式第7号)により宣誓者に対して、無効となった旨の通知並びに証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかの規定に反していた等の不正により宣誓を行っていた場合
- (2) 前条各号のいずれかに該当するにも関わらず前条に規定する返還の届出をしない場合

(宣誓書の保存及び廃棄)

第10条 町長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第8条の規定による返還の届出があつたとき、又は前条の規定により無効となったときは、宣誓書を廃棄することができる。

(自治体間での宣誓情報引継ぎ連携)

第11条 本町とパートナーシップ宣誓制度に係る宣誓情報引継ぎに関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であつて、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書(様式第8号)を提出し受理された宣誓者は、転出先自治体において当該自治体が定める宣誓に代えて転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することにより当該自治体が定める宣誓証明書等に類するものの交付を受けることができる。

- 2 本町と協定を締結している自治体から本町へ転入する場合であつて、当該自治体にパートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書を提出し受理された者は、本町において第4条第1項に規定する宣誓に代えて転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出す

ることにより宣誓証明書等の交付を受けることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。